

11月号

# おおもり 青色便り



No.0638

一般社団法人 大森青色申告会

平成30. 11. 1



## 会勢拡大運動展開中!!



青色申告会では、10月1日から11月30日までの期間、「青色申告制度の普及と会員募集運動」の強化月間を行っています。青色申告をされていない方（白色申告をされている方）には青色申告に、青色申告会にご入会いただいている方には入会いただくように勧奨運動を行っています。

勧奨運動期間は会員募集キャンペーンを実施しております。ご入会手続き時に「大森青色申告会の立て看板を見た」とお伝えいただきご入会いただくと、ナント！当会の入会金6,000円とご入会日から平成30年12月分までの会費が無料になるお得なキャンペーンです。

期限は平成30年11月30日までにご入会の手続きを完了された方です。是非、お近くのお知り合いをご紹介ください。



一街中の物言わぬ申告会の立て看板広告

### お知り合いをご紹介下さい

皆様のお知り合いの方・ご近所の方・・・  
新しく事業を始められた方  
アパート経営をされている方  
同業者の方  
その他確定申告をする方  
ご紹介いただいた方にも、お知り合いの方にも  
嬉しい特典をご用意しております！



### 固定資産税・都市計画税の軽減措置継続に対する要望を 大田区長、大田区議会議員に陳情書を提出！

去る平成30年9月6日(木)、大田区役所において「固定資産税・都市計画税の軽減措置」に対する継続要望を大田区長、大田区議会議員へ陳情してまいりました。また、都議会議員にも陳情し、都議会議員にも請願書を提出いたしました。

当会会報9月号と一緒に「陳情はがき」をお配りいたしました。皆様のお知り合いの都議会議員へ送付していただくことで「固定資産税・都市計画税の軽減措置」が継続されます。是非、ご協力をお願いいたします。



### 公開セミナー開催のお知らせ

「税を考える週間行事」として下記のとおり講演会を開催致します。是非、ご参加下さい。

公開セミナー「消費税改正の準備について」

開催日：平成30年11月19日(月)

開催時間：午後2時～午後4時

会場：大田文化の森 5階

東京都大田区中央2-10-1

定員：150名(定員になり次第締切ります)

※ 公開セミナー開催のため、11月19日(月)の午後は、事務局を閉めさせていただきますのでご了承ください。

お問い合わせは、03-3771-8859

(一社)大森青色申告会事務局まで



### 確定申告期間のお知らせ

平成30年分確定申告決算作成の時期も近づいて参りました。今回も昨年同様に予約制にて開催させていただきます。11月下旬頃郵送にて、ご送付いたします。必ずご確認ください。

### 役職員研修会のお知らせ

年4回開催される研修会の第3回目。研修会のタイトルは役職員となっておりますが当会の会員の方ならどなたでもご参加いただけます。

研修会タイトル「税務調査と帳簿について」

開催日：平成30年11月12日(月)

開催時間：午後4時～午後5時

会場：(一社)大森青色申告会 2F

申込：事務局までお電話にてお申込ください

締切り：平成30年11月9日(金)

お申込は、03-3771-8859

(一社)大森青色申告会事務局まで



### 年末年始 業務案内

年末は  
平成30年12月27日(木)午後5時まで  
年始は  
平成31年1月7日(月)午前9時より  
よろしくお願いたします。



### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

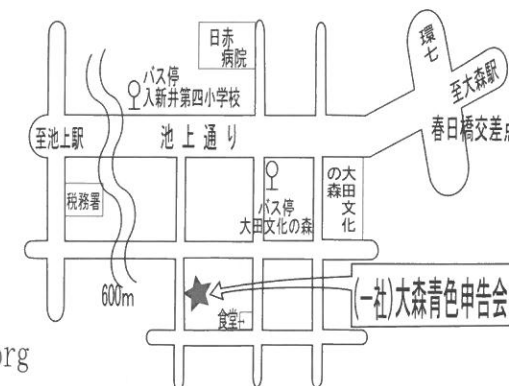
大田区中央3丁目10-18

TEL:03(3771)8859

FAX:03(3773)6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: http://www.oomori-airo.org



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

11月8日(木)

11月22日(木)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄

—都税についてのお知らせ—

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

<p><b>窓口</b></p> <p>金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。</p>	<p><b>口座振替</b></p>
<p><b>コンビニ</b></p> <p>※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。 ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。</p>	
<p><b>クレジットカード</b></p> <p>※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。) <a href="#">都税クレジットカードお支払サイト</a> <a href="#">検索</a></p>	
<p><b>ATMインターネットモバイルバンキング</b></p> <p>※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。 ※ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限りご利用できます。 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)</p>	

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

**安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!**

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要な事項をご記入の上、ポストに投函してください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】  
 ＜課税について＞ 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁  
 ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

## 大田区お墨付きの福利厚生で人材確保にマル!

大田区勤労者共済は、「入会金200円+毎月500円/人」と少ない負担で、充実した福利厚生サービスと手厚い貸付見舞金を還元します。  
 個人で加入することもできますが、事業所単位での加入の場合、事業主が負担した入会金や会費は、税法上、損金・必要経費の扱いができます。  
 お問合せ・資料請求: TEL03-3733-6107 [大田区産業プラザ(PIO)3階]



よく働き、よく休もう!

**大田区勤労者共済** [検索](#)

## 申告会事務局での指導日程について...

- ① 消費税個別相談会・・・予約制  
 平成30年12月3日(月)～平成29年12月27日(木)  
 平成29年の確定申告で初めて収入合計が1,000万円を超えた方は、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となります。消費税の計算方法には本則課税か簡易課税かの選択ができます。本則課税・簡易課税とは消費税の計算方法で、消費税の確定申告をしたときこの計算方法で税額が大きく変わってくる場合があります。この課税方法の選択は平成30年12月末営業日までに届出の提出が必要となりますので、収入の合計が1,000万円を超えた方は必ず申告会で相談を受けてください。また、今まで消費税の課税事業者の方で平成29年分の課税売上額が1,000万円を下回った方や平成31年に消費税の計算方法を変更したい方も各種届出が必要となりますので必ず申告会で相談を受けてください。
- ② 新規入会者個別相談・・・予約制  
 平成30年12月5日(水)～同年12月12日(水)  
 平成30年に当会にご入会された方はこの機会に必ず記帳相談を受けてください。記帳を全くされていない方や難しくて記帳できそうもない方のご相談もお受けいたします。悩みを一緒に解決しましょう!!
- ③ 弥生会計ソフト利用者の個別相談会・・・予約制  
 平成29年12月5日(水)～同年12月12日(水)  
 パソコンをご持参できる方はパソコンを、ご持参できない方はバックアップデータ(USBメモリー等)もしくは帳簿等を印刷して事前相談をお受けください。
- ④ その他のご相談・・・予約制  
 平成30年12月5日(水)～同年12月12日(水)  
 不動産や株式等を譲渡された方、新たに住宅ローンで自宅を購入された方、また例年と違う特殊事情等があった方等もこの期間に必ず事前相談をお受けください。

## マル経融資のご案内

安心して借りられる  
 国の融資制度です

◎ 小規模事業者経営改善資金  
 担保・保証人不要  
 融資金限度額 二千万円  
 返済期間 運転資金 七年以内  
 設備資金 十年以内  
 年利 一、一一%  
 (十月十一日現在)  
 支払った利息の三十%を三年間  
 大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は  
 平成三十一年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです】

◎ 融資対象  
 \* 従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業  
 五人以下)の法人、個人事業主の方  
 \* 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業の改善に取り組む方  
 \* 所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎ 経営上の悩み相談  
 窓口専門相談をご利用下さい。  
 \* 法律相談・税務相談(労働相談(予約制・無料))  
 \* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
 \* 会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ ご相談・お申し込みは  
 東京商工会議所大田支部  
 大田区南蒲田一ノ二十ノ二十  
 大田区産業プラザ五階  
 電話(二三三四)一六二二